

(資料五)

平成二十四年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参  
考  
資  
料

# 目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 .....	1
特別職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 .....	2

## 平成24年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第185号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 第186号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 第187号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

##### (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

#### 3 施行期日等

公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 第188号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

職員の退職手当について、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 民間との均衡を図るため設けられている退職手当の調整率を、100分の104から次の表に掲げる期間の区分に応じ、同表に定める率に引き下げること。

期 間	調整率
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の98
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の92
平成27年4月1日以降	100分の87

(2) 調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めること。

### 3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

## 第189号議案

### 特別職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

第188号議案による職員の退職手当に関する条例の一部改正を踏まえ、特別職の職員等の退職手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 知事等の退職手当の支給割合の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知 事	100分の60	100分の51
副 知 事	100分の43	100分の36
常 勤 の 監 査 委 員	100分の17	100分の14

##### (2) 病院事業管理者の退職手当の支給割合の改正

改 正 前	改 正 後
100分の26	100分の22

(3) 教育長の退職手当の支給割合の改正

改正前	改正後
100分の26	100分の22

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。